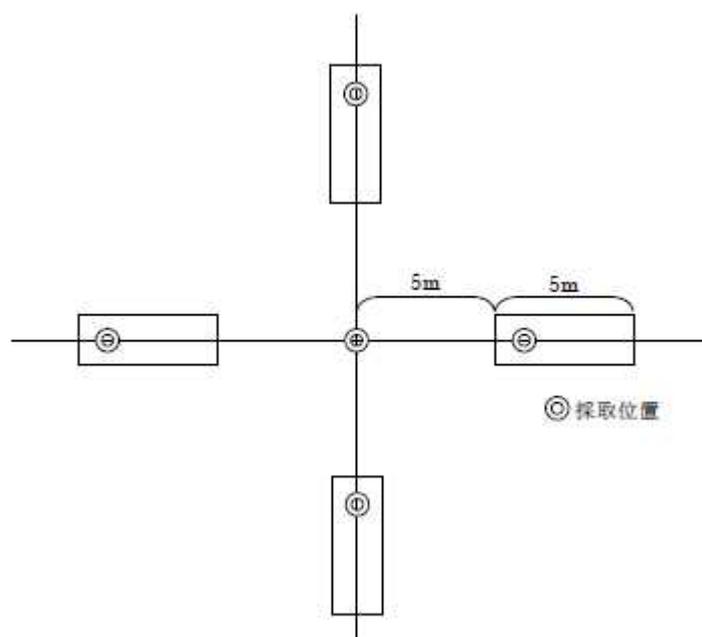


(参考資料)

【試料採取方法】

- 第一種特定有害物質を調査対象とした 65 地点のうち、10 地点においては 5 箇所混合方式の中心 1 箇所にて表層 5 cm の土壌を採取し、40 地点においては検知管により汚染の頻度が高い項目（トリクロロエチレン等）を測定し、汚染の可能性が確認された場合には表層 5 cm の土壌を採取（実際に汚染の可能性が確認された地点はなし）。その他の 15 地点においては、仙台市が 1 箇所にて表層 5 cm の土壌を採取。
- 第二種特定有害物質を調査対象とした 62 地点のうち、47 地点においては表層 5 cm の土壌について 5 箇所混合方式で採取。その他の 15 地点においては、仙台市が 1 箇所にて表層 5 cm の土壌を採取。
- ポリ塩化ビフェニルを調査対象とした 72 地点のうち、57 地点においては表層 5 cm の土壌について 5 箇所混合方式で採取。その他の 15 地点においては、仙台市が 1 箇所にて表層 5 cm の土壌を採取。
- ダイオキシン類を調査対象とした 21 地点のうち、18 地点においては表層 5 cm の土壌について 5 箇所混合方式で採取。その他の 3 地点においては、仙台市が 1 箇所にて表層 5 cm の土壌を採取。



5 箇所混合方式の参考例

- なお、78 地点のうち 7 地点においては、表層 5 cm に加えて表層から 5 cm～50cm までの土壌を 5 箇所混合方式の中心 1 箇所にて採取。
- また、津波堆積物がある場合は、津波堆積物を除いた地表面からの深さの土壌を採取。

【分析方法】

- 第一種特定有害物質、第二種特定有害物質(土壤溶出量)、ポリ塩化ビフェニル  
「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号)
- 第二種特定有害物質(土壤含有量)  
「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号)
- ダイオキシン類  
「ダイオキシン類に係る土壤調査測定マニュアル」(平成 21 年 3 月環境省水・大気環境局  
土壤環境課)
- 土懸濁液の pH  
「土懸濁液の pH 試験方法」(地盤工学会基準 JGS0211)
- 土懸濁液の電気伝導率  
「土懸濁液の電気伝導率試験方法」(地盤工学会基準 JGS0212)

※ pH及び電気伝導率については、特定有害物質等を測定したものと同様の試料で測定。